第三条　輸出令別表第二の三第一号の二ハに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　物理的封じ込めに用いられる装置及びその部分品であって、次のいずれかに該当するもの

イ　クラスⅡ安全キャビネット及びグローブボックス

ロ　物理的封じ込めのレベルがＰ三又はＰ四である施設に使用される可能性のあるコンベンショナル方式又は乱流方式のクリーンルーム及び自己完結型ファン付きＨＥＰＡフィルターユニット

二　内容積が一〇リットル以上二〇リットル以下の発酵槽であって、生物系材料を扱うことができるもの

三　ローター容量が四リットル以上のバッチ式の遠心分離機であって、生物系材料を扱うことができるもの

四　物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置であって、ろ過及び給気式の全面型面体呼吸用防護具

五　核酸の合成又は核酸と核酸との結合を行うための装置であって、一部又は全体が自動化されたもののうち、五〇ベースを超える核酸を生成するように設計したもの

第四条　輸出令別表第二の三第二号イに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～十五　［略］

第五条・第六条　［略］

第七条　輸出令別表第二の三第二号ニに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

［新設］

第一条　輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第二の三第二号イに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～十五　［略］

第二条・第三条　［略］

第四条　輸出令別表第二の三第二号ニに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　第四条又は輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（以下「貨物等省令」という。）第六条第一号から第八号の四までのいずれかに該当する電子管、光学素子及びこれらの部分品の製造のために特に設計した装置

二　半導体素子及び集積回路並びにこれらの組立品の製造用に特に設計した装置であって、次のいずれかに該当するもの並びにこれらを組み込んだ装置及びこれらと同等の特性を有する装置

イ　［略］

ロ　マスク、マスク基板、マスク製造装置及び画像転写装置であって、半導体素子及び集積回路並びにこれらの組立品の製造用のもののうち、次のいずれかに該当するもの

（一）　完成したマスク及びレチクル（次のいずれかに該当するものを除く。）

1　第四条又は貨物等省令第六条第一号に該当しない集積回路を製造するためのもの

2　［略］

（二）～（八）　［略］

ハ・ニ　［略］

第八条　輸出令別表第二の三第二号ホに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　第四条又は貨物等省令第六条第一号から第八号の四までのいずれかに該当する電子管及び光学素子並びにこれらの部分品の検査又は試験のために特に設計した装置

二　［略］

第九条　［略］

一　第一条又は輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（以下「貨物等省令」という。）第六条第一号から第八号の四までのいずれかに該当する電子管、光学素子及びこれらの部分品の製造のために特に設計した装置

二　半導体素子及び集積回路並びにこれらの組立品の製造用に特に設計した装置であって、次のいずれかに該当するもの並びにこれらを組み込んだ装置及びこれらと同等の特性を有する装置

イ　［略］

ロ　マスク、マスク基板、マスク製造装置及び画像転写装置であって、半導体素子及び集積回路並びにこれらの組立品の製造用のもののうち、次のいずれかに該当するもの

（一）　完成したマスク及びレチクル（次のいずれかに該当するものを除く。）

1　第一条又は貨物等省令第六条第一号に該当しない集積回路を製造するためのもの

2　［略］

（二）～（八）　［略］

ハ・ニ　［略］

第五条　輸出令別表第二の三第二号ホに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　第一条又は貨物等省令第六条第一号から第八号の四までのいずれかに該当する電子管及び光学素子並びにこれらの部分品の検査又は試験のために特に設計した装置

二　［略］

第六条　［略］